

令和4年度第2回（令和4年9月29日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

- 1 会議名 令和4年度第2回 新宿区立図書館運営協議会
- 2 実施日 令和4年9月29日（木）午前10時～12時
- 3 場 所 新宿区立中央図書館 4階会議室
- 4 出席者 運営協議会委員 雪嶋会長 三浦副会長、糸賀委員（学識経験者）  
辻田委員、中村委員、若尾委員（公募委員）  
石橋委員、中村委員（社会教育委員）  
今井委員（障害者団体からの推薦を得た者）  
山本中央図書館長、平野資料係長、  
樋口利用者サービス係長、鈴木こども図書館長  
（中央図書館職員）  
  
事務局 管理係 萬谷係長、関口主査、安田主任  
資料係 加藤主査  
利用者サービス係 佐久間主任
- 5 議題 (1) これからの図書館のあり方について
  - ① 電子図書館サービス導入の検討について（案）
  - ② 新宿区立図書館のサービスの点検・評価及び次期サービス計画策定の考え方について  
(2) その他
  - ① 区民優先サービスのあり方について
  - ② 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について
  - ③ 旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等の活用  
牛込第一中学校等施設的设计に関する意見募集の実施
  - ④ 図書館運営協議会の視察について

会長 おはようございます。

一同 おはようございます。

会長 それでは、ただ今から令和4年度の第2回新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。この協議会は公開になっておりまして、傍聴の方がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。それから本日は、2名の委員から欠席の連絡を受けておりますけれども過半数に達しておりますので、この委員会規定によって成立いたします。それから、きょうはオンラインで1名委員が、参加されておられます。

では議事を進めたいと思います。それでは、まず本日の資料を確認していただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

事務局 では資料の確認ですけれども、まず次第です。それから資料1ということで電子図書館サービス導入の検討について、それから資料2でホチキス留めの数枚になっている、図書館サービスの点検評価および次期サービス計画策定の考え方について。それから資料3は、きょう、机上のほうにお配りさせていただいて、利用者区分別予約カード件数というものになります。それから資料4が、子ども読書活動の計画の数値目標の進捗について、そして資料5が視察の紙1枚のものになります。それから、あと机上に「新宿の図書館2022」と、それから「新宿区の教育」を置かせていただきました。学校と社会教育の委員3人は、別ルートで配布されてると思うんですけれども届いてますでしょうか、まだ届いてないですか。

では後ほど届くと思いますので、また見ていただければと思います。資料の確認は、以上になります。

会長 それでは、本日の次第に従って議事を進行いたしますので、まず2の議題ですけど。検討事項ということになりますけれども、まずこれからの図書館のあり方についてで、①電子図書館サービス導入の検討について(案)というんですけども、これについては資料係長のほうから説明していただきます。お願いいたします。

資料係長 皆さま、おはようございます。資料係長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから資料1について、申し上げたいと存じます。紙1枚のものでございます。電子図書館サービス導入の検討についてというところで、検討の状況について申し上げます。まず1番、電子書籍貸出サービスについてでございますが、(1)で前回、令和4年6月23日の運営協議会でのご質問に係る回答などというところでございますけれども。前回、ご質問いただきました障害者の方にご利用いただいているものの中で、こちらのほうで電子書籍として重点として考えている参考書などの利用状況がどうかと、そういう統計があるかというお話を頂戴したところでございますが、申し訳ございません、

調べたんですけれども普段、統計は取っておりませんで、新たにつくるのも難しかったというところで大変恐縮でございます。すみません、なかったというご報告になってしまいます。ただと申しますか、障害者の方のバリアフリーは大変重要と考えてございますので、電子書籍貸出サービスの議論の中で、常に念頭に置いてやっていきたいと考えてございます。移ります。

(2)でございます。これまでの取り組みをあらためてというところも含めてなんですが、先行自治体への訪問や電話調査、業者へのヒアリング、全国図書館大会のオンライン参加等によりコンテンツコスト、著作権等にかかる情報を入手してまいりました。また導入にかかるメリット、デメリットなどの整理を行ってきたところでございますが。前回のときに、令和5年度中の実施ということを考えているというようなことを申し上げていたところでございますけれども、その後の状況で図書館システム、現在の紙資料の貸出システムの更新が令和6年の終わり、6年の12月から7年1月にかけてというところで更新を予定しているところなんですけれども、その前に電子書籍を入れていた場合に、導入経費がまず1回掛かって、更新でもう1回掛かってしまうということが見えてきたところでございまして。

その部分と、あと令和5年度中に仮に導入した場合は現行、前回申し上げた電子連携をするときに、一つの会社しか可能性がないというところでもございましたが、それを延ばすことによって他の会社も入る可能性が生じるというところでもございまして、そうなりますと金額や質などサービスの種類なども比較できるというところでもございまして、現在といたしましては6年度中に実施したいと、考えているというところでございます。すみません、この書き方が非常に不適切で、具体性もなくというところでご指摘いただいたところで大変申し訳ございません。

現行は5年度と申し上げておりましたが、6年度中の実施を考えているということをお願いするところでございます。今後についてでございますけれども今、申し上げた形ですが引き続き先行自治体の調査、利用者との協議、仕様の検討含める聴取等を行い、導入に向け検討を進めていくというところでございます。前回の会議でご指摘もいただきました、電子書籍の閲覧型につきましても業者さんのほうから情報、リストなどをいただき、また見積もりなどもいただいているところでございまして、それも含めて検討しているというところでございます。

引き続き2番の地域資料の電子化について申し上げます。(1)でございます。これまでの取り組みで令和3年度、価値などを踏まえ対象資料を検討し、試行的に歴史博物館の所蔵資料、『大鶴巻町』という昭和初期の本を電子化したところでございます。また令和4年度、民間企業が有する専門的な知見、技術等を活用すべく新たに実施された民間提案制度というものが、区全体の事業として始まりまして、中央図書館としましてもこちらの地域資料の電子化を候補事業ということで、エントリーをいたしました。

業者で、手を挙げてくださる会社の一つありまして、そこと協議なども続けてきたところだったんですけれども新たな情報としまして、国立国会図書館において既に電子化してい

る資料、写真に撮っている状態の資料があったんですが、その多くをテキスト化するという話も出てきて、それが令和4年の12月から公開するという情報が得られました。そうなりますと、こちらのほうでやろうとしていることとかなり、重複するということでございますので、そちらのほうを活用させていただくということを考えまして、今年度の新宿区独自の民間提案、そして委託するという区でお金を払うという形はちょっと控えると申しますか、今回その事業者からの提案の採択は、見送ったというところをご報告申し上げますところでございます。

2番の今後についてでございますけれども今、申し上げた国立国会図書館のほうで電子化された資料データのうち、新宿区に関するデータを、担当レベルのやり取りなんですけれども、譲渡いただけるという話もございましたので、そちらのほうを活用して区民の方に、どんなことをしてどんなサービスが提供できるかということ、考えていきたいと考えているところでございます。

こちらのデータなんです、国立国会図書館で古い資料を写真、スキャナで撮ったようなものをAIで読み込んで、テキストデータ化するという状態にしているものなんです、精度としては一つの数値としては、95パーセントぐらいの変換率と聞いてございます。言い方を変えますと、5パーセントぐらいは文字として出なくて通称「げた」と呼ぶ、2本線の状態が出てきてしまっているところなんです。その状態ですと例えば、視覚障害者の方のために音声読み上げのほうに入れたときに所々、読めない状態のものが、頻度が高く出てしまう可能性があるというところがございます。こちらのほうは新宿区として具体的なデータ指定、この本についてという指定もまだできてないところなんですけれども、データをいただきましてその精度を職員なり委託なりで高めて、それからどうご提供するかということを考えていかなければならないという段階でございます。

今、申し上げましたのが資料、電子書籍貸出サービスと地域資料の電子化についての現況のものでございまして、すみません議題というところで含めさせていただいておりながら、かなり報告的なところになってしまって大変恐縮なんですけれども、これについてご意見、ご助言等あれば頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは電子図書館サービスの導入なんですけど、まず1の(1)の、バリアフリー資料のことなんですけども具体的に、あまりそれ分からないというんですけれども、この辺いかがでしょうか。バリアフリーのこと今、出版界ではさかんにされてと思いますけれども。

委員 バリアフリー法というのができまして、それに対応すべく出版界としては、この件に関しては著作権のことは度外視して、基本的には協力しましょうという姿勢で臨んでおります。恐らく数年前に比べて、コンテンツは少しずつ充実しているというのは間違いなくて、今、統計的なことは申し上げられないんですけれども。ただ正直言ってそれが、どれぐらい

活用され始めているかというところは、よく見えておりませんで、少し時間はかかるかもしれませんが、バリアフリーに対応した物を準備して、それを必要とされる方々に届けたいという気持ちは、出版界としても持っております。新宿の状況が分からないというのは、とても残念なんですけど具体的に言うと戸山ですよ？

資料係長 おっしゃるとおりです。

委員 戸山図書館が一番、拠点としては重要だと思うので数値的なことは分からなくても、戸山図書館のスタッフの方に、そういう様子をヒアリングしていただだけでも、様子が分かるかなというふうには感じました。以上です。

会長 これは法律に基づいて進めるということで、計画をつくるということになってますので新宿区のみならず、これは日本中の問題になりますので、ぜひ出版界上げて進めていただければと思いますし、新宿にその中心地がありますので、よろしく願いいたします。

今、伺ったんですけどもう一つ、今まで2のほうの地域資料の電子化の中での、視覚障害の方のための資料ということになるんですけれども、国会図書館のほうのことって何か把握されておりますでしょうか。

委員 先ほどの委員もおっしゃってましたけれども、やはり法律ではそのような形で定められましたけれども、なかなかそれを障害当事者の方々に届けるというのは、大変な労力だったりが必要になってきたりとか、機能なども有さなければならぬということもございますので、やはり当事者の方の意見をまず聞いていただくということが、最善ではないかと思っております。特に新宿には戸山図書館もありますし、また日本点字図書館というのもございますので、そういった所で貸出件数が多いというものを徐々にデータ化していくところが、ニーズに即した形でできるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 他の委員の方で、このことに例えば質問とか、それからご意見とかございますでしょうか。

委員 地域資料の話。

会長 はい、どうぞ。お願いします。

委員 地域資料の電子化について、国会図書館との関係ということなんですけど。基本的なことをお伺いしたいんですけど、国会図書館にないもので新宿区の地域資料っていうのは、

あるんですか。

事務局 国会図書館にもない地域資料がありますので、そういうものも進めていくのですが今回はまず、区内の図書館になくて歴史博物館にしかなくて、なかなか図書館利用者が見るのが難しいもの、いろんな町の町史など必要なものやっ払いこうと考えて、それが国会図書館にデータがもう既にあるものもあるので、そちらをいただけるということでそこから始めてみようという、まだこれからなので一つずつやっ払いこうと思っています。もちろん国会図書館にないものもございます。

委員 そうですね。ですから国会図書館でこういう話があるので、民間提案制度の提案を見送ったというのは、ちょっと釈然としないというか。新宿区独自の地域資料は、独自に進められたらよろしいんじゃないかという。ここで足踏みする必要があるのか、ちょっと分からないです。進めていただけるということであれば全然、構いません。

会長 いかがでしょう。今の意見は、令和4年度は見送ったということですが、それ以降はどういうふうなことをお考えかを、教えていただければと思っいます。

資料係長 ご指摘ありがとうございます。今ご指摘いただきましたとおり、国のほうで入手できないものについて、特にこれは区民の方にテキストの状態、ご提供したいというものがあれば検討していくという状態でございます。

会長 では、この民間提案制度は今年度は見送りましたが、まだ続けるというそういうことでよろしいですね。ですから区民の皆さんがたで、もしこういうものを電子化するということでご提案があれば、そういうところに提案させていただければと思っいますので、よろしくお願ひいたします。では、他はいかがでしょう。

委員 ちょっと、よろしいですか。

会長 はい。

委員 電子化ということでは必ずしもないんですけど、地域資料に関して私、自分の会社の仕事とは別に、都内の某自治体の自治体史の編集のお手伝ひをしておっまして、要は港区なんですけど。港区の歴史のこといろいろ調べるときに、いろいろな図書館で資料に当たることが多いのですが、新宿区は大変充実しています、びっくりしました。

つまり本当は港区なのに、港区で持ってないものが新宿区、四谷の歴史博物館にあったりするんです。もちろん国会図書館にないものがあったりとか、とにかくこれは今までの先人

たちの蓄積への努力のおかげで、基本的に紙ベースの物はとても区全体としては充実していると思いますので、ぜひ電子化してそれを後世に、さらに使えるように残していくことをやっていただければいいと思います。以上です。

会長 ということ、図書館の責任も重たいというようなことになります。よろしく願いいたします。

それでは意見はこれぐらいでございますので、次ですね。今度、議題の(1)②のほうですけれども、新宿区立図書館サービスの点検評価および次期サービス計画策定の考え方についてということになりますけれども。これについて資料のご説明を、事務局の方、お願いいたします。

事務局 それでは資料2についてです。10分程度のご説明になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。こちらについては、この考え方について後ほど、ご意見をいただければと思っております。

では、1枚おめくりいただきまして。既にご存じだと思うんですが、図書館法の第7条において運営状況に関する評価や、その情報提供について定められておまして、図書館法第7条の2において定められている、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において具体的な運営方針、事業計画の策定やその公表について定められているということを、3ページにわたって書かせていただいております。ページをおめくりいただきまして、ページ番号が振っておらず申し訳ないんですが、水色の表があるページをご覧くださいませでしょうか。4ページ目になるんですが、そちらで先に書かれている「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における、新宿区立図書館が不足している箇所をまとめた表になります。今のところ6項目について、ピックアップしているんですが、まず基本的運営方針の策定、向上について。これについては平成28年3月に、新宿区立図書館基本方針で策定して公表しています。次に適切な指標の選定、公表については、令和元年度までは実施していたんですが、今いったん見直しをしているということで一時中止しています。次に目標の設定、公表については新宿区立図書館サービス計画、最新は令和3年8月のもので公表しております。

続いて、目標および事業計画の策定状況等に関し、自ら点検及び評価を行うことについても令和元年度までは実施していましたが、見直し中で一時中止しています。続いて第三者による評価は一時期、この図書館運営協議会で行っていたと考えているんですが、現在は未実施ということです。次に運営改善の措置については、計画に基づく改善事項の公表は行っていませんが当然、実施をしているところになります。

次のページへ、おめくりください。これまでの経緯なんですけれども、簡単に説明しますと、先ほど申し上げたとおり平成28年の3月に図書館基本方針を改定して、翌年にサービス計画を策定しました。ここで五つの実績を明記しておまして、その明記に基づいた点

検および評価を、平成 29 年 5 月に作成して公表しました。このときは各館において、4 段階の自己評価を実施しました。そして同時に、平成 29 年度サービス計画を策定して公表しました。その後、いろいろ改善を試みていたんですけども、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度サービス計画の策定および令和元年度の評価を実施することができませんでした。また指標について、図書館運営協議会や教育委員会の意見により、見直しを検討することとしました。そして令和 3 年度から 5 年度のサービス計画を作成して公表して、現在に至っているというところが、これまでの経緯になります。

ページを、おめくりください。評価に関する課題として、まずアウトカムがないというか設定しにくい、例えばたくさん本を貸しました、そしてそのことが利用者にとどのような変化があったのかというようなアウトカムが、明確にはなっていないということ。また、アウトプットに関して新型コロナウイルス感染症の影響によって、休館やサービスを縮小して前年度と比較してもあまり意味がなくなっているということと、それからここには書いていないんですけども、人口や図書館の規模が似たような所とも、簡単には比較できなくなっているという現状です。さらにレファレンスについて、インターネットとかスマホの普及によって、利用者が自身で調べられる環境となって件数が減少しています。こういうような評価を、今後どのように考えていく必要があるのかというような課題があると、感じているところです。そして自己評価についても、考え方がきちんと整理できておりませんので計画通りに実施すれば A という評価、ABC みたいな評価を付けたときに A という評価で良いのかというような課題もありまして、どのように進めていったらいいのかというのを、ここ何年か考えていたところです。図書館評価について、特に定まった評価というのはないとも言えまして、そのような中、工夫している自治体があったのでここにピックアップさせていただきました。さいたま市と浜松市と千代田区、このような所がなかなか良いと思う評価をしているので、こういういい所を見習っていいとこ取りというわけではないんですけども、そういうようなもので評価できたらいいなというふうに考えています。こちらは今回、例で挙げさせていただいたものですので実際のサイトでご確認いただいて、4 ページちょっと飛ばしていただきました。

本題の、新宿区立図書館の令和 3 年度から 5 年度のサービス計画における点検、評価の考え方というページをご覧ください。現在のサービス計画の構成は、この三つの構成となっております。これらについては次回の図書館運営協議会に令和 3 年度と 4 年度の前期に実施した事業、取り組みの報告を行いたいと考えています。その際このような工夫したらとか、より良いものになったのではないかとか、そのようなご意見をいただけるような資料をまとめたいと思っておりますので、次回のときにご意見をいただけたらと思っております。

次のページをおめくりいただいてよろしいでしょうか。続いて、次のサービス計画の策定なんですけれども、今年度の後半から準備が必要なので本日、説明させていただいているところです。まず策定期間については、区の実行計画というものがあるんですが、それから子



ども読書活動推進計画もいよいよ第 6 次を今、策定準備をしているところなんですけれども、それと併せた期間で令和 6 年度から 10 年度の計画を策定したいと考えています。次の計画には、目標や指標を明確にしたいと考えておりまして今、図書館内のプロジェクトチームにおいて、令和 3 年度からロジックモデルを活用した議論をしているところです。

さらに今年度は、新宿自治創造研究所のかたがたに EBPM とロジックモデルの考え方を、ご教示いただいているところです。この EBPM についてなんですけれども、まだ聞き慣れない方もいらっしゃるかもしれませんが、今年の 3 月に自治創造研究所が研究レポート、この冊子なんですけれどもホームページでも見られるんですが、このアドレスから見られるものになっているんですけれども。こちらを策定しまして、そこに書いてあるものなんですけれども EBPM とは、Evidence-based Policy Making の略称で、エビデンスに基づく政策立案というふうに訳されています。このエビデンスを示して合理的な政策立案、決定を行うこととされているものになります。新宿区では、データを利活用、成果指標のアウトカム、PDCA サイクル、この要素を意識して政策の立案や改定につなげていくという考え方なのですが、この図書館サービス計画にも取り入れられたらと考えています。

次のページをおめくりください。また、ロジックモデルなんですけれども、こちらのツールはこの EBPM を進める上で、目的と行政の活動との結び付きが分かりやすく図に示すことで、可視化することができるツールになってます。この下の図が、そのイメージになってまして例えば、教育学習支援という事業の場合なんですけれども、インプットは職員、教材、委託金などになります。この資源を活用して、教育学習支援プログラムという活動を行います。この活動の目標というか指標として、プログラムの実施回数だとか参加人数だとか、登録人数というものを設定します。この活動を行ったことでの成果は初期段階、中期段階、最終段階それぞれ異なっておりまして、この例では活動を行ったことで、活動を行った直後から 3 年以内ぐらいのところ、子どもたちの学力が向上したり社会情勢の能力の向上が見られるっていうようなことが、最初のアウトカムになりまして。これをさらに続けると、中間アウトカムでこちらに書いてあるようなことで、最終的には生活の自立、経済的な自立、精神的な自立につながっていくっていうような、一連の因果関係を視覚的に描いたものになります。このツールを使って、図書館サービスを見直して計画に反映させていきたいなと考えているところです。

次のページの上のほうに書いてあるとおり、このツールを使っているのはあくまでも検証過程になりますので、これを直接、見せるわけではないんですけれども、この手法を念頭に置きながら PDCA サイクルで事業を、推進していけたらと思っております。現在、去年の 12 月にこの協議会で、当日配布でお配りした統計資料があったと思うんですけれども、23 区の比較表とか実績推移というものなんですけれども、こちらを参考として自治創造研究所のほうで、ベンチマーク分析というのを今してくださっています。それらの考え方を整理したところで、区立図書館に今必要なサービスは何かとか課題は何か、何を目標としどんな指標でサービスを展開していくかということを考えて、次の令和 6 年度から 10 年度のサービス計

画を策定していきたいと考えています。あとは、こちらを説明させていただきました。このような考え方についてご意見をいただければ、ありがたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。なかなか難しいことですが、今、委員の方でこれをぱっと見て、即座に反応できる方はなかなか多くはないのではないかと、私もなにぶん今は言えないんですけども。質問とかご意見とか、あるいは疑問とかありましたらぜひ発言していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。どうぞ。

委員 よろしいですか。

会長 どうぞ、お願いします。

委員 今、会長がいわれるとおりの説明だけでもロジックモデルだとかエビデンスベースだとか、アウトカムだとかEBPMだとか、横文字とか片仮名が氾濫していて、それは確かに今の行政評価とか図書館評価だけじゃなくて、行政評価に加えていわれていることを表面的というか、上っ面だけ並べてそれを図書館に持ち込もうとしている印象しか、私は持てないんです。もう少し申し訳ないけども、地に足の着いたというか図書館らしい評価の方法を考えるべきなんです。ただ、これ、会長はお分かりだと思うけど、私はそういうことをこの協議会の場で、これまでも繰り返し言ってきたわけです。きょう初めて言うわけじゃないでしょ、これ。だから本当にさいの河原で石を積んでるような気がした、私は率直に言って、思いました。例えば今の資料の説明で事務局の方、聞こえますか。

会長 ちょっと事務局のほうに今、このやり方で大丈夫ですかという。

委員 違う、私が言いたいのはそもそも、例えば図書館法から説明したけども、これも正確じゃないの全然。もっとちゃんと事務局のかた辺り、それから館長、係長辺りの人たちは本気でまともな図書館評価をやるのだったら、もっときちんと勉強してください。それやらないもの、これ、明らかに。

例えば、きょうの資料の最初のところに図書館法、出してるけどこれって、ここに最終改正、令和元年6月7日とか書いてあるけれどもこれ、違います。この法律が改正されたのは、確かに図書館は教育委員会じゃなくて、首長要請もできるように改正したのがこの令和元年であって。この設置および運営上望ましい基準とか運営の状況に関する評価は、もっとずっと前、平成20年2008年の法改正のときにできてるんです。

それをここだけ抜き出して紹介し、ここに望ましい理由が書かれてるからといってこの基準を次のページで紹介し、これに基づいて評価をやるんだというような説明を今されま

したが、それは明らかに不勉強です。この望ましい基準は、そもそも平成 24 年です。この基準つくったとき私はかなり関わってるから、この基準のいくつかの条項は私が原案つくってますから。その人間からすると、今どきこんなもん持ち出して自治体の評価をするのは、時代遅れです。もっと時代は進んでいるんです。そもそもこの平成 24 年のときに、文部科学省はこれを、基準を告示してましたが、これは全国一律です。もはや全国一律の基準では、対応できません。いろんな図書館があって多様性が求められてるんです。例えば、事務局の方は知らないと思うけど、会長はご存じですよ？ この平成 24 年の基準ができたとき、文部科学大臣が告示してるんですが、この基準ができたときの大臣ってどなただったか分かりますか。

このときは、民主党政権なんです。ときの文部科学大臣は、田中眞紀子さんですよ。これ田中眞紀子さんが告示してる。

実はこの告示をされる 3 日か 4 日前に、衆議院の総選挙があつて民主党政権は大敗してるんです。平成 24 年 12 月 19 日に田中眞紀子さんが駆け込みで、これを告示しこの 1 週間後、つまり平成 24 年の 12 月 26 日に特別国会が召集されて、誰が首相になったかというところが一昨日、国葬された安倍晋三さんの第二次内閣がここで発足するんです。だから民主党政権の置き土産なんです、これ。だから文部科学省内では、この基準を今から徹底してやっていこうなんていう空気は全くないんです。もう政権交代しちゃって、それから 10 年以上たっちゃってる、だからこれからこの基準や法律に基づいてやっていくっていうのは、そもそも考え方も失敗してるんで、ボタン、掛け違ってると思います。

繰り返しになりますが、図書館法でこの 7 条の 2、7 条の 3、7 条の 4 が設けられたのは平成 20 年で、この基準の前なんです。だから最終改正、令和元年っていうのはこの条文については全く関係ありませんから。だから後のほうで例えば、23 区の中でベンチマークっていわれたけれどもそれも私、時代錯誤だと思うんです。だって区の状況はみんな違うんです。どうして 23 区で、横並びの図書館にしなければいけないんでしょうか。それは、まず最初の疑問です。

今、私は新宿区だけじゃなくて世田谷区でもこの評価に関わってるんですが当然、世田谷区は、これ独自のやり方でやろうと。なぜなら、いいですか、23 区ってみんな人口規模、違うんです。だから決定的に違うのは、昼間の人口と夜の人口いわゆる夜間人口と昼間人口が大きく新宿区みたいに違う所と、世田谷のようにそんなに大きく違わない住宅地が多い、これで人口当たりの数字を出しても、ほとんど意味がない。それから、それぞれの図書館に区が掲げてる図書館の目標が違うんです。新宿区が掲げてる目標と、世田谷区の図書館が掲げる目標、あるいは他の 21 区のそれぞれの区立図書館が掲げる目標は当然、違っていいんです。だから貸し出しやレファレンスをお互いに比較して、何番目っていうふうやってるのは明らかに時代遅れだと思います。

まず聞きたいのは、なぜ 23 区でベンチマークをやるのかというのは、まず 1 点目。

2 点目は、そもそもこういう評価をやるためには、それまでのその地域の図書館の問題点

とか課題が抽出されないと、3次の改善計画を立てられません。ところが今の説明でも、さっき途中で青い印刷になってるところがありましたね。最初のほうで、不足箇所のまとめっていうのがあって、さっき事務局の方が説明されました。この場合、大事なのは目標の設定、公表なんです。この目標は、新宿区と中野区と杉並区の図書館で当然、違うんです。だから当然、評価のやり方も変わってくるし指標の立て方も違ってくると思うんです。

ところが今後、新宿区も図書館サービス計画これが最終版は令和3年8月、私、この令和3年8月これ手元にあるので見ました。でもこれは目標じゃなくて、ここに書いてあるとお取り組み事例なんで、どういう事業をこれから3年間かけてやるかっていう計画であって。例えば、こういう人にもっと図書館を使ってもらおうとか、あるいは子どもたちの利用を伸ばすとかじゃなくて、こういう事業を計画してますよという話です。これはいわゆるインプットなんです。インプットとして、この3年間にどういうことをやりましたというふうにうたってるだけです。そうすると、これまでも新宿区の図書館について運営でもサービスでも一体、何が問題なのかはこれをどんなに読んで、分かりません。何が問題とか問題点として考えてるのか、この問題点を改善するための方策を考えるのが評価であって、解決策いわゆるPDCAのサイクルでしょ。問題点やこれまでの運営サービスの総括というのは、一体どこでなされたのでしょうか。それが分からないと次の計画、立てられないはずですよ。

それから3番目、この三つ目でやめますけど。一方でさっきの図書館法や難しい基準は、いいですか、館長、聞いてますか。中央図書館の館長さん、返事がないな。

館長 聞いてます。

委員 いいですか、この図書館法は、ちなみにこの第7条の2、7条の3、つまり運営の状況に関する評価とか、あるいは運営の状況に関する情報の提供、これもさっきも言ったように平成20年、2008年法改正のときに新しく入ってきた条文です。図書館法は1950年、今から70年以上前につくられたものですがけれどもその後、何回も改正されました。ただし、その改正は多くは単純な文言の修正と条文の削除だった。ところが平成20年のこの改正のときだけ、新しくこの第7条もそうですけれども、7条から7条の4まで新しい条文が新しく入った画期的な改正だった。

そのとき、だから国会でも随分この改正に時間をかけて審議されました。そのときに私は衆議院、文部科学委員会に呼ばれて、いわゆる参考人質疑を衆議院議員の先生がたと、それも本当に自民党から共産党まで、全部の政党の議員さんが質問しました。それに対して私は全部、答えていったんです。その経験からするとこれは全部、努力義務にしか書けなかったんですよ、図書館法では。もちろん、望ましい基準もそうです。

ところが、館長はお分かりなんでしょうね、教育委員会のほうで地教行法、これの第26条の自己点検評価は、これは努力義務ではなくて、自治体の義務として規定されているんです。そうすると地教行法に基づく評価っていうのも当然、新宿区もやってるんです。私は、

それを調べました。ちゃんと図書館の項目も入ってるわけじゃないですか。その教育委員会、全体のやってる教育行政の自己点検評価です。それとの整合性は、どうやって図るんですか。

一方で、ちゃんと教育委員会は法に基づき義務としてやってる評価と、図書館法に基づく、これは努力義務なんです。全部、読んでいただければ分かるけど、努めなければならぬで終わってる、これ努力義務なんです。そうじゃなくて、ちゃんと法廷で規定された教育委員会がやってる地教行法第 26 条、これに基づく評価とのつながりはどうするんですか。そういうのを行政として考えておかないと、いつまでたっても協議会の中で内輪でやって、難しい片仮名だけが氾濫して、一般の区民にはよく分からない評価になってしまいます。地教行法 26 条の評価との関係、これが 3 番目の質問になります。以上、3 点をまずお答えください。

会長 はい、分かりました。それでは、三つの質問がありましたので、それについてお答えしていただきたいと思います。最初が 23 区の図書館のベンチマークという部分ですけれども、みんな横並びにして比較しなければいけない、評価しなきゃいけないのかという点ですね。それから次が、これまでの課題ということ、どのように今。

委員 問題点とか総括が出されてないことには、次の計画、立てられない。

会長 はい。これまでの問題点と課題点、そういうものをどうやって総括して、それで課題が出て来てるのか、それをこういうものに反映するのかということですね。

それからもう一つが、今の地教行法に基づく評価、これは義務ということですが、それから図書館法の努力義務との関係になってますけれども、新宿区の教育委員会における評価というものの関係がどういうふうと考えられてるかということ、この三つです。館長からのほうがいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 まずは私のほうから。

会長 じゃあ、事務局の方からお願いします。

事務局 私のほうからで、まず一つ目のベンチマークのところなんですけれども。これは自治創造研究所の方に支援していただいて、新宿区の立ち位置っていうのを、まずそこから見てみようということで取り組もうとしているところです。23 区だけではなく同じぐらいの人口規模だったり、そういうところとも比較できたらなと思ってるんですけども。まずは 23 区での新宿区の立ち位置を探ろうということで、自治創造研究所の方にやっていただいているところになります。

2 番目の評価するための課題なんですけれども、サービス計画の 33 ページからのところ

に一昨年、ここの協議会の皆さまからいろいろ意見いただきまして、こういうふうに取り組んでいきたいということを書きました。その中で、明確な課題というわけではないんですけども、項目としてこれらのことが課題であるということもあり、こちらに書いてます。おっしゃるように、この計画からどういうところが課題というのが見えにくいっていうのは確かなんですけども、こちらのところを今後、次の計画のところでは明らかにしていきたいというところで。それで今回、こういうツールを使って課題を明確にしたところで、目標だとか指標だとかそういうところを改めて考えて、公表していきたいと思っております。きょうは、その説明になります。

それから地教行法の第26条の教育委員会の自己点検の評価については、電子図書館サービスのこととか新中央図書館のこと、子ども読書活動の計画の進み具合のお話のところが挙げられていると思うんですけども、そちらについては別物として考えているわけではなく、やはり一緒のところを考えていかななくてはならないっていうことは認識しています。その教育委員会でやってる自己点検評価の他に、区の実行計画の自己点検評価もありますし、それから指定管理者は独自の指定管理者の事業評価もありますので、こちらのところがばらばらになってるところはあるので、そういうのも次の計画のところでは課題として取り上げて、こういうところをまず改善していきながらという、そんな計画を考えているところなんですけれども。一応、お答えになってるかなと思うんですが、すいません、いかがでしょうか。

会長 はい、いかがでしょうか。

委員 全く答えになってないですね。今の最後、事務局の方が、言われたのは今後、評価のやり方についての課題なので、私が言ってるのは図書館の運営やサービスの課題でしょ。だから具体的に言うと、例えば図書館の周辺の利用者や住民の方は多く利用しているけれども、遠く離れた所の方の利用は少ない、これをどうしたらいいとか。あるいは、働いてる現役世代の利用はなかなか増えないんですけども、高齢者や子どもの利用は現状維持のままでいい、でももっと今まで図書館に足を運んでない人たちの利用を増やすには、どうしたらいいのかとか、こういうのが私が言ってる課題です。

そうしないと、さっきのようなエビデンスベースとか見たときに、じゃあ例えば利用者の数、ニーズが増えてないとしたときに、ただよく中身を見ると、今まで使ってた人が来なくなり逆に、今まで使ってなかった人が来るようになって、現状維持なのかもしれませんよ。そういうような分析をやるのが、エビデンスベースです。そういうところに課題を持っていかないと、これはエビデンスで評価はできないと思うんです。そういう意味での問題点は今の新宿区にどういうものがあるのかを、きちんと把握しないと評価にならないんじゃないですかという。

それと関連して最初の23区、だとしたらそういう問題点や課題は、どうして23区でみ

んな同じなんです？ みんな違いますよ。だったら立ち位置が分かるとかというよりも別に、隣の中野区や豊島区はどうであれ、新宿区としてはこういう目標を掲げてそれがきちんと達成できているかを、いわゆる追跡する、モニターをしてそれをエビデンスにして、こういう方向で良かったんだとか、こういう方向性を見直しましょうということを次の年に検討していけば、生産的な評価のプロセスになると思います。そういう具体的な課題と、具体的な問題点っていうのがあまり見えてこない。割と抽象的で、こういう電子図書館サービスの導入というのが問題だと思う。

それだって、じゃあこれは今まで図書館を利用しなかった人が、電子図書館サービスを導入すると使えるようになるのか、それはちゃんとエビデンスを見やしないですよ。そういう調査だって本当は、やってもらわなきゃいけないですよ。今まで図書館を使ってる、紙の本を使ってる人たちはどういう年齢層なのか、同じ分野の本でも電子書籍を提供したら、それを使う人たちはどういう人たちになったのかということ、ちゃんと追跡していかないと評価にならないはずですよ。私は23区の他の区の様子を見るよりも、新宿区の中でそういうデータ、いわゆるエビデンスが取れるような工夫をしていくほうが、いい評価だと思います。そういう意味での、課題だとか問題点の抽出、それから新宿区のうちの新宿区モデルっていわなくてもいいと思うんだよね、これは新宿区としての評価のサイクルをちゃんと構築していくべきだと、同じようなこと私、もう2年か3年かけてこの協議会の場で繰り返している。

ついでに最後、つまり新宿区の最大の図書館の運営サービスの問題点は、館長さん、聞いてますか、つまり館長や係長が短いサイクルで変わっていて、それまでの専門性だとか経験の蓄積がされていかないんです。いつか誰か一生懸命、勉強して日本図書館学会でも学会発表したりするような館長さんが、新宿にいらっしゃいましたよ。あの方は確かに勉強しています。でも他の方は、2年とか1年の周期でどんどん変わっていて、専門性というのが蓄積されていかない。私は、そこが最大の新宿区の問題だと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、どういうふうな形で新宿のほうでは図書館側は、これをどう考えていただくかということになると思いますけれども、今の委員のご意見は取りあえず、こちらのほうで受け取っていただいて考えていただくことにさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員 いや、じゃあ最後に付け加えますが、ロジックモデルというところ、見てください、後ろのほうの。ロジックモデルを持ち出すところで、行政評価の専門家、特になんかよく分かんないですけど、新宿自治創造研究所がいいだした専門用語を振りかざしてるようにしか見えないんです、申し訳ないけど。恐らく、このロジックモデルでこのイメージがインプット、アクティビティ、アウトプット、ずっと横に並んでますよね、下のほうに。これは事務局の方がいうように、これはアウトカムに行けば行くほど、いいですか、これは抽象的にな

るというので最初のインプットと、この最終のアウトカムの因果関係をはっきりしないということなんです。

つまり、この例で言うとインプットとして教育学習支援事業を挙げてますよね。一方、一番最後の最終アウトカムを見ると、生活の自立とか経済的な自立、精神的な自立を挙げてますよね。でも生活の自立は決して、教育学習支援事業だけで向上するわけではないんです。他のいろんな行政施策の中で、生活の自立や経済的な自立が終えていく。だから、これ最終アウトカムを評価しようとしても、教育学習支援事業だけではないから他のいろんな区の政策、教育委員会以外での政策にも関わってるから、これでは無理なんです。

それに図書館で考えるんだったらせめて、アウトプットでここではプログラムの実施回数、参加人数、登録人数ってなったんですよね、せめてここまではちゃんと数値を示し、そのエビデンスが取れるようにする必要があります。そうしないとせっかく提案したエビデンス、EBPM だとかロジックモデルだとか PDCA サイクルできません。で、なおこのプログラムの実施回数、参加人数、登録人数でやるんだったらこれの内訳を出さないと。例えば、考えられるのは年代別、あるいは図書館への利用登録がある人なのか、利用登録がない人なのか、そういうようなことを内訳を出していってみれば、これは確かにアウトプットでの評価になり、それによってインプットの改善に結び付いていくと思うんです。単に、参加人数や登録人数の総数だけではなくて、その内訳を出すぐらいの努力というか、手間は惜しんではいけない。そうしないと、これエビデンスベースにはなっていないと思うんです。せめてこのアウトプットのレベルまでちゃんと目標値を掲げて、評価をしないと PDCA サイクルがうまく生きてこないのではないのでしょうか。これはお尋ね、質問です。以上。

会長 はい。じゃあ今、最後の質問ですけども、アウトプットの数値の内訳ということですけども、これまでそういうもの取られているのでしょうか。

事務局 内部資料ではありますので、分析がうまくできていないというところはあるんです。それをどのように見せていくかっていうようなことが、うまくできてないのは自覚しているところです。なので、その辺りを自治創造研究所の方ともまた支援していただきながら、どういうふうに見せていけば皆さんが新宿区立図書館にはこういう課題があって、こういうところを改善して頑張ってるんだとか、この辺もっと改善したらいいのになんていうようなことが判断できるような、そんな計画と評価をしていきたいと考えています。

委員 ありがとうございます。そういうことが、きちんとできるようになったときに初めてエビデンスベースを用いるべきでしょう。そういうことができないで、とにかく言葉だけ、エビデンスベースだとかロジックモデルだとかっていうのは、ちょっと幻覚的というか素人を惑わすような気がして私は大変、気になりました。以上です。ありがとうございます。



会長 ありがとうございます。それでは、その他の方がいいでしょうか、これについてですけども。

委員 ちょっといいですか。

会長 はい。

委員 どうもありがとうございました。正直言って、この資料2を配られて、なんかご意見はと言われても、我々、あえて言いますけど素人は、何も言いようがありませんと思っていたところ、先ほどの委員から大変厳しいご指摘をいただいて、委員に教わったこと自体はとも勉強になったんですけど、それは図書館協議会の場で繰り上げられることではなくて、委員のご指導をもっと事前に受けて、もう少し具体的な中身のある資料を作って、この図書館協議会の場ではせっかく公募の委員の方もいらっしゃるわけですから、もっと中身について、この新宿区の図書館が今どういう問題があって、それをどういうふうに行けばいいかということ、それぞれの目線で議論する場にしないと、この数十分は勉強にはなったけど協議会としては非常に意味のない時間になってしまいますよね。委員の発言に意味がないということじゃないです、誤解のないように。というふうにして、だから委員に何か叱られてそれに言い訳をする時間で使うのは、もうやめていただきたいと思います。このことについて今から議論しようがない。すみません。

会長 私も同感でありますけれども。それでは、これについて今後どういうふうに使って、あるいはどういうふうにして改良するか、あるいはこれを使わない手もありますけれども、そういう指標、あるいはそれを、エビデンスを出していくのか、そして課題をどういうふうにして抽出するのかということを出していただいた上での、議論ということになるのではないかと思います。ここは疑問点っていうようなところを、出ればいいと思いますので。私、あまり議論ができないなって確かに感じたところでもあります。いかがでしょうか、誰かありましたら、どうぞ。

委員 大変難しくて、やはり新宿区の問題点といったときにサービスの問題点で、貸し出しとか電子サービスとなるんですけど。私、新中央図書館建設派なのでどうしても一言、お伝えしたいんですけど。やはり新宿区は、これ図書館じゃないんです。中学校を改造して使ってるっていう大きなマイナスがあるんです。そこをちゃんと注視して、そこが一番の問題点なんだろうと思います。

1年前に何ですが、他の委員と一緒にこの中を見学させていただきました、協議会委員を改選したときに。本当にびっくりしたんですけども、普通の中学校の所に本棚が、ご案内いただいて暗い所に本がいっぱいあって、その物を下のかごに出し入れしながら各小学

校に送ってらしたんです。小学校に図書館から物を送るときは大変、重いですよ、本が、本当に大変な作業だと思いました。そして私が思っているよりも、たくさんの本を小学校に出して戻されていきました。何よりも一番、問題。私たち区民、お金、出してる、サービスの問題でいろいろ電子図書とかいってますけれども、私たち蔵書が11万冊でしたっけ、そろそろ、そのぐらいいっておっしゃってた。

事務局 21万冊。

委員 21万冊に及ぶ区の財産がこの体育館にあるんですけど、体育館は冷暖房がないんです。一番の紙の本のマイナスは湿気だとそのときはおっしゃってて、もうそのとき1年前で、ここは古い中学校ですから冷暖房がないんです。何をしていたかっていうと扇風機が大量にありまして、扇風機で風を送ってカビを生えないようになさってたんです。それにとにかくびっくりしまして、そういう現状も私たちは聞かされてない。最も大変だったのが、この教室から体育館に本を書庫に戻すときに、重たい物をガラガラ台車で運ばれてたんです。途中、外があって雨にぬれるんです、雨の日は。そういう基本的なところもきちんと、サービス、サービスってっていないで財産のほうと、あと働いてらっしゃる方のご苦労ももちろん、この問題点に入れていって新宿区の問題として捉えられてはいかがでしょうか。私たち区民のサービスももちろんですけども、二本立てでお考えいただかないと仕事してる方は、こういう突然ナントカカントカって難しいロジックモデルとかしているよりも、日々のお仕事が本当に大変だなと実感しています。その中でいろいろなかって大変だと、一応、批判ばかりではなくて、やってらっしゃるなと思います。このロジックモデルを考えた自治創造研究所に払ったお金で屋根をつくったら、そのほうが本のためになったんだろうなと、つくづく思いながら拝見しました。すいません。

会長 ありがとうございます。大変重要な意見だと思います。それでは、このことについてはここまでにして。次、(2) その他というところに議題を進めていきたいと思います。報告事項なんですけれども今、議題に書かれていないことで最近、分かったことだということなんですけれども。その報告について、これ、どなたでよろしいのでしょうか。

資料係長でよろしいですか。

よろしいですか。じゃあ、資料係長、口頭でお願いいたします。

資料係長 大変失礼いたしました。資料係長でございます。1点、次第にないところがございますけれども、ご報告をさせていただきたいと存じます。図書館資料の取り扱いの関係なんです、何かと申しますといわゆる旧統一教会の関連団体であります、世界日報社という会社がありまして、そこから『世界日報』という新聞をこちらのほうに寄贈いただいてまいりました。こちらなんですけれども先日、区全体の方針としまして、区全体で統一教会や、

その関連団体との関係が今どういう状態があるのかというのを調査しまして、その調査を踏まえ今後の方針として、こんなふうにしたという説明なんですけど。

まず現在の関係でございますけれども寄贈品、日刊紙の受け入れが1件あったと。あと後援名義の承認というのを、令和元年以降で1件したことがある。また施設の利用承認を4施設、6団体で述べ8回したという関係がございました。これを踏まえて、今後の対応方針としまして読み上げさせていただきます。

旧統一教会および、その関連団体による活動実態が社会的に問題となっている点を踏まえ、区としてはその活動を擁護、容認するものではないことを明確にするため以下の対応を行うことで区民の不安の払拭に努めるとなりまして、何点かあるんですが。一つ目、寄付は受け入れない。二つ目、後援、共催名義は承認しない。3番目、区の行政に関与するようなボランティア活動等の協力は受け入れない。4点目が最後ですが、施設の利用については利用目的、内容等を詳細に聞き取るなど慎重な利用承認審査を行うというところで、プレス発表をいたしました。これも総合的な問い合わせは、総務課のほうでやるという発表でございました。これを踏まえまして、中央図書館で寄贈いただいていた『世界日報』でございますけれども、寄贈も寄付に入るということで教育委員会の中でも協議いたしまして、大変難しいところではあったんですが、図書館は情報を管理し、ご提供するという役割があるところではございますけれども、今回の区の方針を踏まえまして、公表日以降のご寄贈については辞退するというにいたしました。お送りいただいていた販売店にも連絡して、状況を説明しましてご理解を頂戴したところでございます。そのような状態になっております。

あともう一つ、現在『世界日報』につきましては従来から、当月の前の3月の分までは取っておくという形でやっております、現在も9月の16日までの分とその前の8月、7月、6月の分は取っております。現在、閉架に置いているんですけども、利用者の方からお申し出があれば、お出しして閲覧いただくことができるような体制にしてございます。現在そのような取り扱いにしてございますので、報告申し上げるところでございます。

会長 ということで、ここには資料がないんですけども、区のほうの決定というところで図書館が検討したというところになります。これについて何かご質問とかあるでしょうか、よろしいでしょうか。ということですので、これは今3カ月の保存ということなので、来月になればまた保存分が減っていくということですか。

資料係長 おっしゃるとおりでございます。

会長 分かりました。他の自治体、私も調べてみたんですけども、これを取っているところは板橋区以外、ほとんどなかったということが分かりました。私の経験上も、大学なんかでもたくさん来るんですけども、どうも取っているところは稀だったということを記憶しております。それでは、よろしいですか。

次第にある①のこれです。区民優先サービスのあり方についてというところですけども。これは、利用者サービス係長、お願いいたします。

利用者サービス係長 利用者サービス係長でございます。机上配布の資料について説明させていただきます。資料3の1、裏面が資料3の2になってございます。こちらは前回の運営協議会で区内在住、在学、在勤とそれ以外の方、都内にお住まいの他区市町村の方との比較について、目に見える数があると良いというご意見をいただきましたので、統計を取ることを開始したものでございます。まず資料3の1のほうからなんですけど、本年7月から統計を開始いたしました。前回、運協の後に取り始めたということでございます。こちらの特色としましては、その日ごとに提出された予約カードで統計を取ってございます。予約カードを受け付けた後は随時、新刊リクエスト、相互貸借、それぞれの事務ルートに従って処理を進めるため、月ごとの実人数をカウントすることは難しいので、そういう形で取ったものでございます。

資料3の2につきましては、提供手段および利用者区分別の予約対応数なんですけど、こちらはお手数なんですけど新たにお配りしました、新宿の図書館2022をご覧くださいと思います。ページを開けていただくと、25ページをお願いいたします。

利用者サービス係長 簡単にご説明しますと、そこにある図表26、上段のほうです。こちらの内訳に、さらに利用者区分別を設けたものが、資料3の2になってございます。お持ちでない方、恐縮でした。場所を示しただけなので、そういったくくりだった。

すいません。お持ちでない方いらっしゃいましたので、せっかくですので25ページをお開けいただいて、3の予約相互貸借の図表26、ページの上のほうです。その区分のさらに利用者区分別を、こちらは本年の4月にさかのぼって取り直したものでございます。以上、二つの表をこれから、大丈夫ですか。

利用者サービス係長 ということで、まだ統計の期間も短くてございますし、また本日、区民優先サービスについては協議事項ではございませんので、お配りした数値の検証までは、きょうは踏み込まないでいただいて構わないということでございます。今後、区民優先サービスについてご協議いただく際の根拠資料を、このように準備してございますという報告でございます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。これについて何かご質問等はございますでしょうか。これ7月、8月分とそれから4月から8月分のゼロ、長期期間、ずれてますけどそういう理由で合わせられなかったようでありますけれども。これ以前に質問いただいたところの、利用者の区内在住、在勤、在学者とそれから都内全般の方と、どのぐらい違うのかということがありましたけれども、その詳しい数値ということになりました。これ実態だということで、ご

理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員 すみません。

会長 はい、どうぞ。

委員 今の表は、読み方というか見方は分かるんですが、これでどういうことが言いたいのですか。あるいは、区民優先サービスをここで導入するときの根拠は、この数字のこれがこうだからこういうふうに優先したいという提案は、ないんでしょうか。

会長 では、お願いします。

利用者サービス係長 答えいたします。資料3の1の右のほうをご覧くださいと、2カ月の経緯が出てございます。区内在住、在学、在勤、これがいわゆる区民のくくりなんですけど。それとその右隣が、それ以外の都内の他区市町村になるんですが、その比較をいたしますと一番下に割合という欄を設けました。大体、区内在住、在学、在勤が84パーセント、お隣のそれ以外の都内の方が16パーセント、わずか2カ月の期間ですが今のところそんなような比率の構成になっているっていうことが、この表でお分かりいただけると思います。

それと資料3の2は、提供手段ごとの表になってございまして購入しただの、他から借用しただの未提供だのというくくりの中で、やはり同じ右側のほうで区内在住、在学、在勤の小計が出てございまして、そのすぐ下に都内の他の方の数字が出てございます。これの比率を見ると、大体の傾向が分かるのではないかと、そういった使い道というか視点から、きょうは無理なんで今後ご協議いただけたらなとそういう感じでございます。

委員 要するに、区民優先サービスのエビデンスとするということですね。

利用者サービス係長 そういうことでございます。

会長 はい。よろしいですか、委員。

委員 こういう内訳を出すのは、別にこのサービスに限らず意味があることでしょう。さっきもレファレンスの総数が減っているから意味ないとかっていう話があったけど、ちゃんと内訳を出して、その内部構成が変わっていくということ自体は、図書館の基礎になると思うんです。この話に戻りますが、私が聞いているのは、だから区民優先でこういうサービスをやりたい、あるいは区民以外の人についてはこういうサービスはもう切りたいとかっていう、具体的な提案がないとこのエビデンスをどう使うのか分からないんですが。今の説明

の中で提案やこういうふうに取り上げて、こういうふうにしたんだっていうアイデアは出てきたんでしょうか。私がよく聞き取れなかったんで、聞き逃したんであればそれをもう一回、言っていただければ結構です。

会長 どうぞ、お願いします。

利用者サービス係長 すみません。そのお答えなんですが、前回のこの運営協議会でお配りしたカラーの物で、自区民優先事項っていうのをお配りしたんですけど、その中に他の区を見ても電子書籍の導入であったり、未所蔵資料のリクエストにおける区民優先事項が多かったんです。単に他の区がやってるからというだけでなく、あのときの運協でもっと数字的なもの、エビデンスみたいなものが備わってるというご意見をいただいたんで、こういう未所蔵資料のリクエストにおける区民優先について取りあえず、しっかり数字が取れるように統計を開始したという感じでございます。答えになってるか分かんないんですけど、取りあえずそういう感じでございます。

委員 前回の協議会の新宿区でこういうデータを、直近の数カ月出したということですね。

利用者サービス係長 そういうことでございます。

委員 分かりました。ありがとうございました。

利用者サービス係長 はい。

会長 他の方がいかがでしょう。区民の方、特に優先サービスですから非常に関係すると思えますけれども、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。マイクはそこにありますので。

委員 こういう統計を取ってみて、本当に8割2割、区内の方が利用している8割方、そういうことは分かりまして、それぞれ同じ都内でもやはり自分の在住の所でというか、近い所でまずはそこで利用してるのかなということは分かります。それで、そちらでなかなかリクエストが自分の在住の所で取れない、じゃあこちらで何ていうときに、やはり新宿区からそういう外から来た人と同じ競争率よりは、それぞれの住んでいる所、それぞれのサービスを受けるに値する、自分で納税しているだの何だので、やはりそこが優先っていうのは一番、根本のことなのかなというふうには思いました。こういう具体的な数字を見ると、これだけ区内の人がやはりちゃんと利用してるんだなっていうことは私もよく分かりました。

会長 ありがとうございます。他の委員、いかがでしょうか。

委員 この資料、すごく私は分かりやすく、すばらしい資料だと思いました。実際、優先サービスをどうするかというのでも具体的に人数が分からないと、私も何とも言えないなと思ったんですが、この資料があれば個人的には取りあえず今までと同じようにやって、また何か月とか何年後に取ってそれがどう変わったかということで、区民優先サービスをどうするかというの資料になると思いますので、大変参考になりました。あと思ったよりも、区民が使ってるっていうのも私の個人的な感覚だと約 85 パーセントだったら、このままでもいいのかなっていう印象を持つような資料になりました。以上です。

会長 ありがとうございます。他の委員は何かありますか。

委員 いいですか。

会長 お願いします。

委員 この表がということではなくて、きょうの資料 2 の先ほど委員もあれされてた、評価に関する課題っていうところもそうなんですけど、この委員会って 3 カ月に 1 回で基本的には、ここで何かを審議するというよりは図書館のほうで日々いろいろやってることについて確認とか意見をということになると、言われましたからこの資料、作りましたというんじゃないくて、もう 1 歩踏み込んだ話がほしいし、この評価に関する課題なんかもそうなんだけどアウトプットがないとか、コロナの影響だから企画しても意味がないとか、そういうことを言われたくないです。

コロナの件だって先ほど、2022 見ましたけども。令和 2 年 2020 年か、最初の年は確かにが一んと落ち込みましたけども、去年はむしろ貸出冊数とか増えてるわけです、1 人当たりで見ても。ということは、去年だってウイズコロナなわけですけども、図書館の使われ方が変わってきてるんじゃないかという議論があって然るべき。レファレンスについてだってインターネットで調べられるからもう、みたいな話じゃなくてインターネットで調べられるようになったときのレファレンスって、どういうものなんだろうっていうのを考えたものを、私どものとこに 3 カ月に 1 度、挙げていただいて議論をするみたいな、この評価に関する課題というページは私きょうすごく失望しまして、定まった評価はないと思います。民間企業でこんなことやったら、怒られますよね。こういう資料を出されること自体が、ちょっとどうなのかなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。大変、貴重な意見ですね。図書館のほうの、この資料の出し方もちょっともう 1 歩、踏み込んだところとかそういうのも、お考えいただければと思いま

す。では、ここはよろしいでしょうか。

それでは②ですね。第五次新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標の進捗についてというところ、こども図書館長、お願いいたします。

こども図書館長 こども図書館長でございます。資料4、こちらA4で2枚とじの資料をご覧ください。記載のとおり、新宿区では令和2年度から5年度までを計画期間とする、第五次推進計画に基づき、子ども読書活動の取り組みを進めているところです。その指標として三つの具体的な取り組みの方向性というものを定めまして、その方向性ごとに数値目標を設定してあります。この度、令和3年度の数値目標の進捗状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

まず1枚目をご覧ください。1番としまして、三つの具体的な取り組みの方向性として地域、図書館、学校等との連携による読書環境、読書期間の充実というものがうたっております。こちらに関する数値目標は、その下にありますように数値目標1、区立図書館の子どもの貸出冊数ということで、この下に表の(1)、(2)、(3)とございます。これが数値目標となっております。

まず(1)、区立図書館の個人貸出冊数をご覧ください。令和3年度の実績値を見ますと令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で図書館の閉館ですとか、学校の休校とかがございまして減っておりましたけれども、小学生以下、中学生、高校生ともこの計画の基準となっているのが平成30年度の時点なんです、そちらの数に戻っております。小学生以下は、それ以上の伸びとなっております。

(2)、区立図書館の登録者、1人当たりの個人貸出冊数というところをご覧ください。令和3年度の実績値を見ますと、小学生以下、中学生、高校生とも令和2年度の実績値を大幅に伸びております。基準となる平成30年度の時点と比べても大幅に伸びてございまして、特に今まで中学生、高校生の貸出冊数が伸びていないということを、言われてきていたけれども思った以上に利用がございました。

(3)、区立図書館団体貸出冊数というところを、ご覧ください。令和3年度の実績値を見ますと令和2年度の実績値より、大幅に伸びております。令和2年度も実は学校向けの団体貸し出し、幼稚園や保育園向けの学校貸し出しも年間を通じて、こちらで先方の要望を聞いてお任せセットみたいなものを作って、途絶さず行ってきましたけれども、やはり令和3年度は、非常に伸びております。特に学校向けの朝読書セットや、授業で使う本を送る学習支援便の増というのが、大幅に伸びているという状態です。

2番目です。ページをおめくりください。2番目の方向性でございますが、2、全ての子どもに対する発達段階等に応じた読書活動の支援ということでございます。こちらの数値目標にこれは乳幼児に関するものです。絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率ですが、新型コロナウイルス感染症の影響、また保健センターでの乳幼児健診がその場での滞留を少なくするため、現場でできないという状態になりまして、今のところ休止をしてお



ります。ただし今年中おおむね11月をめぐりしてこども図書館で令和4年度、令和5年度行うという方向で、保健センターとの協議をしている状態でございます。そういうことで、令和3年度の実績値はございません。

続いて数値目標3、実質的に1日30分以上、放課後や家庭で本を読む小学生の割合。これは小学生の指標です。この指標でございますが、従来は、不読者率というものを取っておりました。1カ月に、一冊も本を読まない子どもの率を上げておりましたけれども、第五次計画では、自発的に本を読む子どもの割合を取り上げることといたしまして、表の中段の数字は国が調査した新宿区の割合、下の段が新宿区独自の調査結果です。これを見ますと、今までご説明した指標の中の貸出率等は、上がっているんですが自主的に本を読む子どもの割合が、やや下がっているというところが見えます。数値目標4、これは中高生です。区立図書館を利用したことがある中高生徒の割合ですが、これは来年度、第六次計画を策定する際に再度調査することとなっております、現時点では調査をしておりません。

3枚目をおめぐりください。3枚目は地域における子ども読書活動推進の基盤整備ということで、数値目標5、都市間サポーターの地域での読み聞かせ活動の状況を指標とさせていただきます。これは上段、中段、二つございまして、まず上段をご覧ください。図書館サポーターで読み聞かせをしているニーズということなんですが、現時点でまだ区立図書館でのおはなし会に、図書館サポーターの方に入っていただくという状態ではなくて、やはり11月、12月以降入っていただけるように今、調整をしているところです。ということで、長期間にわたって活動の場がなかったということで、令和3年度の実績値は97人ということで減っております。ただその下を見ていただきたいのですが、区立図書館以外の場所で読み聞かせを行ったことのある人数、これは39人となっております、目標値を超えております。また、計画の基準となる、令和元年度の8月の調査時点では18人だったのが、倍近く増えているということで区立図書館での読み聞かせに参加できない間に、各サポーターさんが中学校や小学校、その他いろいろな所に独自に場所や伝手を求めて、読み聞かせをしているという状況が分かりました。ここには記載ございませんが、アンケートを今年行って、どこでやってますかというようなことを聞きますと、学校や保育園の他に教会であるとか、カフェであるとか書店であるとか、さまざまな所を開拓して読み聞かせをしているという状況が分かりました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。これについて何か質問ありますでしょうか。コロナでどのように、利用者の利用が変化しているかっていうものの一端が、見えるのではないかと思いますけれども。非常に、昨年度、令和3年度であって増えたこと、それからまだ実績値がないところとかありますけれども、よろしいですか。

副会長 副会長です。子育て支援において、読み聞かせの役割ってすごい重要だと思うんです。ぜひ再開に向けて進めていただければと思うんですが。この令和2年度、3年度に実施

されなかったことに関して、何か保護者の方とか利用者の方から図書館に寄せられた声などがもしあれば、お聞かせいただければと思います。お願いします。

こども図書館長 この件につきましては、こども図書館で昨年度と今年度プレママ、プレパパ、保護者への読み聞かせ講座というものを行っております。そこへ参加された方のお話として、今までは保健センターで本をもらい、その場で読み聞かせもしてもらっていた。だけど今、検診終了後そこに滞留することなく、すぐお帰りいただくという流れになってしまって、読み聞かせのやり方を習う場所がなくて本だけもらっても、どういうふうに読んでいいかわからないというような声が寄せられています。早く復活してほしいという根強い声が寄せられております。また、読み聞かせの意義とかについても詳しく知りたいということで、講師の方にいろいろご質問がございました。非常に、保護者の方が小さいお子さん、初めてのお子さんへの読み聞かせをどうやったらいいのかということについて、関心がおありのようです。以上です。

会長 じゃあ私、今の点で質問なんですけど。今年度、令和4年度になってからもうやってるんですか。

こども図書館長 今年度も実施いたしました。

会長 した？

こども図書館長 はい。

会長 分かりました。もう一つ、質問なんですけど。図書館サポーターのところで、97人とか39人って人数が出てる、これは延べ人数と見ていいんですか。それとも純粋に97人の方がいるのか、延べで97人なのか。人数の読み方がよく分からないんです。

こども図書館長 上段の97人というのは、サポーター名簿の中で読み聞かせ活動をしているというところに、チェックをした方ですので延べではございません。

会長 延べではない。

こども図書館長 はい。

会長 分かりました。ありがとうございます。じゃあ、他の委員どうぞ。マイクをこちらにお願いします。

委員 すみません、こども図書館館長から話があつて要望内容が多かつたというのが、読み聞かせのやり方が分からないというような要望が多数、寄せられていたという話がありましたけども。やっぱり ICT の活用などをして、オンラインでそのような読み聞かせのやり方の講座であつたり、こちらから発信するような術というのはいろいろあると思いますので、検討いただいてそういうかたがたに対しての情報発信をやる方法というのを、考えていただければなと思います。

会長 ありがとうございます。今いろんな方法があるということも。

こども図書館長 はい、ありがとうございました。

会長 よく考えていただければと思います。あと中高生の読書の利用の問題ですけれども、これについては実績値が今ないんですけども、これは今年度は戻ってるんですか。今まで実績値が取れなかったということもあるんですけども、それについて今年度は普通にやってくるのでしょうか。

こども図書館長 こちらは、こども図書館近隣の高校や中学校のご協力いただいて、手作業でやるものでございまして。来年度、策定の際に最終年度に作業を行いまして、当初の率と比べるということで今年度は、実施はしておりません。

会長 実施していないのですね。他には何か、ございますでしょうか。何かございますでしょうか。学校関係としては。

委員 お世話になっております。牛込二中校長でございます。今、こちらの 2022 の図書館の子ども読書活動推進計画を見させていただいて、それで感じたことなんですけれども。こういった数字を基に、何かをするというのは大事なんですけど何かをする、その何かが大事なんだなということは、すごくよく分かりました。実は、これは国のほうだと思ふんですが、図書館を利用した調べる学習コンクールというのがありますけれども、こちら新宿区の図書館でも率先してやっていただいて今、かなり多くの学校がそれに取り組んでいるんじゃないかと思います。本校でも、全学年で夏休みの宿題の一つとして国語の授業でまず取り組んで、図書館の利用の仕方から教え、そして図書館に実際に行って自分が調べたいことを調べる、非常に面白い子どもならではの視点で、例えば雲と霧というのはどこが違うのかとか、そんなことを調べた生徒がいましたけど。ネットで調べた上で図書館に行って、資料で調べてみたいことをして発表しているようです。

中学生とか小学生に関しては、これは非常にダイレクトに効く話であつて、この取り組み

というのが直に冊数であるとか、それから実際に行く率であるとか、そういったものに直接貢献するんだと私は思ったんですが。それが例えば、イで書いてある第五次新宿区子ども読書活動推進計画施策体系の中にはそれが入ってない。せっかくだから入れたらいいのになんていうふうに、私は思いました。調べ学習支援の充実というのは、施策としては入ってるんですけども実際のコンクールとしては既に新宿区としてもやってますので、ぜひそういったことを表に出していただけたらなと感じました。以上です。

会長 ありがとうございます。そういうことから、またこういう図書館利用っていうのは増えてくると思いますので、ぜひそういう部分も注意していただければと思いますけれども。何かございますか。

こども図書館長 ありがとうございます。皆さんのお手元には、今日は、ないんですけども第五次新宿区子ども読書活動推進計画に、今の三つの方向性がうたってございまして。45 ページ、46 ページ辺りご覧いただきますと各事業が、それぞれの方向性の中に入っているんですけども、そこには調べる学習コンクールというものが入ってございます。今、申し上げた方向性というのを大括りのもので、数値目標を出すというところございまして、実際に計画事業に入っておりまして、先生のおっしゃるとおり非常に子どもたちの読書活動にヒットするところ大だと思っておるところでございます。

会長 ありがとうございます。それでは、これについてはこれで終了ということで、③です。旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等の活用についてですけれども、館長、お願いいたします。

館長 はい。旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地活用、牛込第一中学校の建て替えに伴いまして、中町図書館を移転させるというお話を、前回させていただいたかと思うんですけども。これに伴いまして今、現在、設計を始めるという段階になってございます。先日、跡地活用の資料ですとか意見書を郵便で、お送りさせていただいたと思いますので、ご意見があればということでございますけれども、期限が10月3日までになっておりますのでご意見のある方は、ぜひお出しいただければというふうに考えているところでございます。

これから、要するにどういう図書館づくりをしていくのか、学校をどういうふうにつくっていくのかというところを検討していく大事な時期でございますので、こういう図書館であってほしいなというような希望があれば、ぜひ応募していただければというところで、お願いでございます。よろしくお願いいたします。

会長 これ、きょうの資料の中に意見用紙というのがあります。これに記入して出すというようなことですよ。

館長 はい、そのとおりでございます。

会長 これ、ファックスって書いてあるんですけど、オンラインではないんですか。どういうふうにやったら。

館長 こちらにつきましては、ファックスで送っていただくか、もしくは区役所、特別出張所等に提出いただければというふうに考えてございます。もしくは郵送ということになりますので、申し訳ございませんがメール等での受け付けは行っておりませんのでお近くの、こちらの図書館でも受け付けをしておりますのでファックスもしくは、お持ちいただければというところをお願いしているところでございます。

副会長 副会長です。1点だけ確認なんですけど、こちらの旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等の活用の意見募集の資料の3ページに、整備方針の概要というものが書かれておまして、その中で牛込第一中学校と地域図書館に関しては、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地に牛込第一中学校の校舎を移すと共に、中町図書館について同じ跡地に移転し建設しますというプランが出てるんですけども、この辺りの公立図書館と学校図書館とのすみ分けと言いますか、あるいはうまく重ね合わせていくということについて、現時点でのプランがもしありましたら、お知らせいただければと思いました。

館長 これから設計ですので、具体的なプランというのは今はないという状況でございますけれども、やはり学校図書館は学校図書館として機能していただかないといけないというところがございます。公立図書館は公立図書館として、存在価値がございますので学校図書館と公立図書館が隣り合うような施設になればいいというふうに、私どものほうでは考えているというところがございます。ただ学校につきましては、一般の方が自由に出入りするというのは難しいと思いますので、そういったセキュリティーもどうやっていくのかというのは、検討をこれからしていきたいというふうに考えているところでございます。

副会長 ありがとうございます。

会長 この建設については何かご意見ございますでしょうか。

委員 学校図書館と似て非なるところが、やっぱりありまして。授業のときに使いたいとかっていうのもありますし、それから使い方として適切かどうかはともかく、いろんな委員会をやりたりするのに子どもたちが使えるような場所として、開放したりというようなこともあるので、そこは少し工夫が必要かな。ただの図書館というのではなく、先行している実施例もあって別の区では、学校に公立図書館が併設しているのもあるんですけど使い勝手の

良さ、悪さみたいなことも聞くこともありますので、ぜひそういったご意見をいただいと  
いうふうに考えています。以上です。

会長 さまざまなご意見があると思いますので、できましたらこの意見用紙にご記入の上、  
提出いただければと思っていますので。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 確認なんですけれども、いただいた資料の中では例えば、敷地の図が5ページにある  
んですが。

会長 5ページですね。

委員 5ページに各施設用地配置図、これを見てもそれから。もう一つ、1枚もので参考資  
料、つまり牛込第一中学校の中に地域図書館を入れるかのように読めてしまうのが、例えばこ  
れが区議会の定例記者会見の参考資料っていうの送られてきたんですが、これで見ると地  
域図書館が牛込第一中学校内と書いてあるんです。これ書き方、つまり当然、動線は別で入  
り口も分けるんですよね？ 地域図書館と中学校と。ていうのは、土曜とか日曜に地域図書  
館を使うと思うんだけど、学校が休みのときは間違っちゃう。学校は夏休みなんですけど図書  
館は夏休みと呼ばないので、これは資料としては、ちょっと書き方に誤解を招くんじゃない  
かなって気がするんです。そこは確認しておいたほうが、いいと思います。

会長 ご意見、ご質問ありがとうございました。要するに学校内なのか、あるいは動線的に  
何か工夫しているのか、そういうところですけど、どこまでそこが固まっているかという  
ことになると思いますけれども。

館長 牛込第一中学校の校舎を建てます。その校舎の中に、中町図書館を移転させるという  
予定でございます。入り口というか動線は当然、別々になりますし区立図書館の場合ですと、  
それぞれ配本車もぐるぐる回ってますので、そういったところの動線も確保しなくては  
いけませんし。やはり夜間や、先ほどの委員からもございましたけれども学校が休みの日でも  
当然、利用できなければいけないというのがありますから、その辺の動線は当然、確保する  
という考えでございます。

あと、すみません、先ほどメールで受け付けてませんというような回答をさせていただ  
いたんですけども、区民意見システムのほうでパブコメの受け付けのほうやってございま

すので、そちらのほうでもお申し出いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

会長 動線で分かれるという、そういう計画のようであります。まだどこまで、そういうものが確立してるかどうか分かりませんが、利用は可能だというようなことだと思います。

委員 中学校の中に図書館ができるっていうよりは、中学校と図書館が隣接するというか壁を多分、共有するのではないかと思うんです。だから、その書き方は中学校の中に図書館を入れると使い勝手、双方にとって問題だと思います。こういう事例は実は23区いっぱいありますから、学校も生徒も減ってきたんでそれと一緒に図書館をっていうのがあって、練馬区にもあるし私の家の近くの杉並の高井戸の中学校も、図書館も完全に一緒に学校図書館と地域の区立図書館は、ドアで実はつながってるんです。でも、ほとんど開いたことはないようです。他にも、葛飾でもそういう例を見たし、いくつかありますんで、ぜひそういうのを参考というか視察して、いい中学校といい地域図書館の共存体制、そういうのを図っていただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。ご意見、これ今後こういうこともどんどん増えてくると思いますし、埼玉県なんかにもありますし、他の県でもそういう造り方を今してる所はあると思いますので、なるべく多くの情報を集めていただければと思います。

では、これについてはここまでにいたしまして。きょうの最後、④です。図書館運営協議会の視察についてということですけど、これは事務局の方ですか。お願いします。

事務局 では資料5をご覧ください。前回、予告はしていたんですけども。それで皆さまからいただきましたご意見を参考に、3カ所の候補を考えました。先に日時としては11月の下旬を考えているんですけども、全員がそろろうというのは難しいかもしれないんですけども、11月の23が祝日なのでその後の24、25、29、30辺りで先方との調整もありますので、その辺りで日にちを考えているところです。

視察会場としては、こちらの資料5に書かれてるとおり三つ考えまして、板橋区立の中央図書館とそれから大田区立池上図書館と、あと北区立浮間図書館です。ここに特色を書いたとおりなんですけれども板橋区の中央図書館、令和3年3月にできたばかりで、大田区の池上図書館も同じく新しくできた、こちらは地域図書館、駅直結型の図書館。北区浮間図書館が今ほど説明のありました、中学校の中にある図書館、交互施設として移転オープンした図書館になります。この三つ辺りを候補としまして、先方の新型コロナウイルスの感染対策とかそういう状況にもよるので、きょう優先順位を決めていただいて候補を1番の所から連絡を取って、日程等を調整して後日ご連絡したいなと考えているところです。

3番のところに書かせていただいた謝礼なんですけれども、こちらは交通費の実費だけのお支払いになりますので、あらかじめご了承くださいませと思います。以上になります。

会長 きょう、この優先順位を付けてほしいということでもありますけれども、皆さまがたは、これ挙手でしたほうが良いですか。どういうふうに優先順位、ご意見があったら一番いいのはこれだというようなことでご推薦があればですけども、いかがでしょうか。

委員 すみません。

会長 为什么呢。

委員 いいですか。これ、決めるのにやっぱり視察の目的っていうのかな、だって中央図書館と地域館と、それから中学校との併設ってタイプはみんな違うんですよ。そうすると視察の目的は、どういうところにあるのかということで当然、優先順位の付け方って変わってくると思うんですが。例えば、新宿としてはやはりいずれ中央図書館を建て直す、新しくつくるんだっていえば板橋の中央図書館ってなるし、さっきの四谷の市ヶ谷高校の跡地に造る、牛込第一中学校のことを考えれば北区立浮間というのも考えられるし、駅直結というような図書館の。街のにぎわい、素質、そんなことを考えるんだったら、大田区の池上図書館だとか。

視察の目的というか狙いは一体、何なんですか。

会長 はい。

事務局 すみません、ばたばたして。目的としましては今、委員がおっしゃってたようにこれまでの視察の目的としては、新中央図書館を考えるということもありましたので、新中央図書館を中心に見ていたところなんです。今回、目的の一つなんですけれども先ほどの市ヶ谷跡地の中学校の活用というところであれば、やはり3番で地域図書館の見学というところになると2番というようなところになりまして。今、私たちが一番、関心高いところは学校跡地の活用なので3番と思っているところなんですけれども。皆さんのところの関心のところで、決めていただければなと思って三つ候補を挙げたところです。

会長 これ例えば2カ所行くとか、そういうようなことはないんですね。例えば11月にこっち行くけど期間置いて、例えば来年の3月にこっち行くとか。そういうような発想はないんでしょうか。

事務局 そうであれば、そういう調整もできます。



委員 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

委員 今の委員のご意見と共通するところなんですけれど、例えば図書館のかたがたはそれぞれ必要があれば、どんどん視察に行ったりされてるわけですよね。ですから、この会として行く意義があるものというふうに考えていただいたほうが、いいんじゃないかな。実務的、例えば併設型の図書館であれば都内にたくさんあって、それもどんどん見ていращゃると思うので、この場で議論の材料になるようなものという視点で、提案いただけるとありがたいなと思います。

会長 そのとおりだと思いますけれども、1カ所に決めなければいけないのか、あれですけども。優先順位の中では例えば、ここここに行こうというようなことでも、そういうことはできませんか。

事務局 日程的に問題なければ、2カ所は特には問題ない。どちらも都内なので、それほど交通費はかからないので問題ないです。

会長 はい。それでは優先順位、皆さんの挙手ということにならざるを得ないんですけども、まず1番、板橋区ですけども板橋区の所の中央図書館に行きたいと思う方、手を挙げていただける。

委員 はい。

会長 はい。1、2、3、4、5、6、今、6名ですね。

委員 これ手を挙げるのも、1人1回ですよ？それ重要ですよ。

会長 そのとおりだと思います。それから大田区立池上図書館の方はいますでしょうか。ゼロですね。では北区の浮間図書館、ここはどうでしょうか、ここは今3名です。

ということになりますと今、副会長と私は手、挙げてませんが、今、9名の方が手を挙げていただきまして、板橋区の中央図書館が1番、北区の浮間図書館が2番と、大田区のほうは誰も希望はなかったとそういうことになりますので、できたら2カ所に行ければと私は思っておりますけれど、いかがでしょうか。皆さんがたの予定もありますけども、できたら2カ所に。

委員 よろしいですか。

会長 はい。

委員 すみません。私、3番を希望したのは、たまたま市ヶ谷商業高校跡地の利用もありまして、それも兼ねまして。あと、中高生の図書館利用が少ないということで、そういうことを考えますとこういう所の図書館はどのような形で運営されているのか、活用はどうかというのを、そんなところを知りたいと思ひまして、ぜひできましたら2カ所、都合が付けば参加してみたいと思っております。

会長 ありがとうございます。できたら2カ所、行けるように図書館のほうで調整していただければ大変ありがたいと思ひます。どうぞ。マイク、使ってください。

委員 2カ所、車で16分ぐらいの距離らしいんです。今、見たら。車だと16分ぐらいなので、もしあれでしたら。

委員 一緒に行っちゃう？

委員 タクシー代が、乗り合いでご検討いただければ、2カ所行けるかな。

会長 というご意見がありますけれど、1日で2カ所行ってしまうということもできるのかどうか、ちょっと検討いただけますでしょうか。では11月の終わりの辺りで、新しく北区の図書館の視察ということが実現できるように、私のほうでお願いしたいと思ひます。では日程を出していただいて、それに合う方ご参加願ひます。よろしく願ひいたします。

それでは、きょうの議題はこれで全部ですけれど、あと次回のことですね。

事務局 では、次回なんですけれども、12月を予定しておりました日程については、またすぐにご連絡いたします。この視察も11月にありますので、すぐ日程のほうを調整してご連絡させていただきます。議題としましては、サービス計画の、先ほど申したように3年度と4年度の前期に実施した事業の報告で、そこに今後の課題だとかそういうのが載せられるように頑張りたいと思っております。それの上で、ご議論いただきたいのと、あとは報告ものとしては今度、第六次子ども読書活動推進計画をつくるんですけれども、それについての考え方の報告のようなことを予定しております。

あと話が変わるんですけれども先日、中央図書館の50周年記念式典のご招待状を、お送りさせていただきましたので、ぜひご出席いただければ幸いです。以上になります。

会長 50周年記念の式典というのがあるということですので、ぜひご参加いただければと思います。私も参加いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうの運営協議会は以上になりますけれども、ちょっと時間が10分過ぎてしまいました。大変申し訳ありませんでした。それでは、皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。これで閉会となります。

一同 ありがとうございました。

(了)